

大市教委第 1259 号

平成 30 年 5 月 31 日

平成 30 年度大阪市立義務教育諸学校

教科用図書選定委員会 委員長 様

大阪市教育委員会

教育長 山本 晋次

平成 31 年度使用中学校教科用図書の選定について（諮問）

標題について、理由を添えて諮問します。

（理由）

平成 31 年度使用中学校教科用図書について、新たに市立中学校（咲くやこの花中学校及び水都国際中学校含む）の「特別の教科 道徳」及び水都国際中学校の「特別の教科 道徳」以外の全教科の教科用図書の採択を行う必要がある。

教科用図書の採択を行うにあたっては、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことができる選定委員及び調査員により充実した調査研究がなされる必要がある。

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会においては、教育基本法、学校教育法、学習指導要領、大阪市教育行政基本条例、大阪市立学校活性化条例及び大阪市教育振興基本計画に示された基本的な目標に基づいて調査研究を行うとともに、各教科用図書の特に優れている点や、特に工夫・配慮を要する点を明確にするなど、採択権者である教育委員会の判断に資する答申となるよう努めること。

なお、水都国際中学校の「特別の教科 道徳」以外の全教科の教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第 6 条により、平成 28 年度使用教科用図書の答申を踏まえつつ、水都国際中学校の特色を考慮して、新たに答申資料を作成すること。